

五所川原市小形風力発電施設建設に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、五所川原市において小形風力発電施設を建設するにあたり、事業者が市民の健全な日常生活及び環境保全、景観形成の視点に立ち、自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる小形風力発電施設とは、20kW未満の小形風力発電の施設とし、新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）をする場合とする。ただし、自家消費を目的として建設するものは除く。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、五所川原市全域とする。

3 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

小形風力発電施設の建設にあたっては、住宅等から300m以上離れていること。

※住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含むものとする。

(2) 騒音等

環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月26日策定）を遵守すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分考慮し、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境

小形風力発電施設の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 景観

① 事業者は、小形風力発電施設の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

② 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。

③ 事業者が小形風力発電施設及びその周辺に広告物を掲示する場合には、良好な景観又は風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(6) 光害

事業者は、小形風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(7) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む）及び埋蔵文化財以外の文化財についても保護するよう努めるものとする。

4 ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、小形風力発電施設の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、市及び関係住民（地権者等）、必要に応じて公的機関や関連団体等に事業を説明するものとする。

(2) 本ガイドラインに基づき五所川原市へ提出する資料

事業者は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（以下「申請書」という。）を送付した日から7日以内に小型風力発電設備の建設等に関する届出書（様式1）に以下の関係書類を添えて市長に提出するものとする。

ただし、本ガイドラインの施行前に国に申請書を提出済みの場合は、速やかにこれを提出するものとする。

① 申請書（写）

② 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（写）

③ 風車及び周辺住宅確認図等

地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とする半径300mの円を図示し、住宅等との距離が確認できるもの。

(3) 届出内容の変更

4（2）の規定は、申請書の提出後において申請内容に変更が生じた場合について準用する。

(4) 工事着工の届出

事業者は小形風力発電設備の建設等の工事着工の7日前までに工事着工届出書（様式2）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

5 建設中及び設置後の管理等

(1) 事業者は、小形風力発電施設の建設中及び設置後についても環境及び景観等の保全に関し、「3 建設等に当たっての基準」の遵守に努めなければならない。

(2) 事業者は、設置した小形風力発電施設については、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合には、速やかに五所川原市に報告すること。

(3) 事業者は、設置後に騒音、電波障害等の不具合が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を五所川原市に報告すること。

(4) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って小形風力発電施設を撤去する

こと。

6 その他

- (1) 小形風力発電施設について、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を五所川原市へ報告すること。
- (2) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、五所川原市ホームページにて事業者名、事業概要等を公表するものとする。

(様式1)

年 月 日

五所川原市長

住所（法人は所在地）

届出者

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

小形風力発電施設の建設等に関する届出書

五所川原市小形風力発電施設建設に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	事業規模	出力 kW× 基
2	運転開始予定時期	年 月 日
3	担当者	担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
4	関係書類	①再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（写） ②再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書（写） ※発電設備の設置場所の決定に係る関係法令に該当する場合は、関係法令の許可等を受けたことを証明する文書等（写）を添付すること。 ③風車及び周辺住宅確認図等 地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とする半径300mの円を図示し、住宅等との距離が確認できるもの。

(様式2)

年 月 日

五所川原市長

住所（法人は所在地）

届出者

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

工事着工届出書

五所川原市小形風力発電施設建設に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	備所有者	氏名（法人は名称及び代表者氏名）： 住所（法人は所在地）： 電話：
2	工事期間 運転開始予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日
3	工事施工業者	事業者名： 住 所： 担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
4	関係書類	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定書（写）